

「札幌市東区介護予防センター栄・丘珠運営事業」
受託法人募集についての質問及び回答

【質問】

専門職と連携した介護予防機能強化業務について、派遣による直接支援の支援団体とは、当法人内部の事業所も OK か。それとも、法人外の事業所でなければならないのか。現在継続中の介護予防教室に関わっている支援団体は、継続できるのか。一度、白紙という事か。

【回答】

仕様書（案）の 5 (4) 「専門職と連携した介護予防機能強化業務」については、札幌市が別途実施する事業（地域リハビリテーション活動支援事業）において委託する団体（令和 4 年度の委託先は以下のとおり）を支援団体として実施することとしています。

そのため、当該業務において専門職と連携した支援回数として札幌市への報告の際に計上するのは、札幌市が委託する団体を派遣した回数となりますが、これらの団体を支援団体として派遣するものに加えて、法人内の専門職の派遣により住民の介護予防活動を支援いただくことは問題ありません。

また、上記の事業（地域リハビリテーション活動支援事業）とは別に介護予防教室に関わっている支援団体については、当該支援団体の了解が得られる場合、継続いただいて差し支えありません。

（参考：令和 4 年度の地域リハビリテーション活動支援事業の委託先）

- (1) 一般社団法人北海道リハビリテーション専門職協会
- (2) 一般社団法人北海道歯科衛生士会
- (3) 公益社団法人北海道栄養士会

【質問】

現受託法人からの引継ぎでは、マップリストや過去の会議録等頂くことは可能か。

【回答】

本業務において現受託法人が作成するマップや会議録等については引継ぎすることが可能です。